

## 韓国の教科外活動における進路教育の位置づけ —日本の総合的な探究の時間および特別活動と比較して—

京都大学大学院生 西山 喜満主

### はじめに

経済・雇用状況の変化や社会の価値観の多様化にともなう、学校教育において「キャリア」や「進路」をどのようにして扱うかがますます重要になっている。日本では、平成 11（1999）年に出された中央教育審議会答申「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」において、キャリア教育の必要性が提唱され、その実施にあたっては家庭・地域と連携した体験的な学習や、社会や企業から評価される付加価値を自ら育成するなどの職業生活に結び付く学習を重視していくことが重要であると指摘された<sup>1</sup>。平成 23（2011）年の中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」では、学校教育の中でキャリア教育に対する理解が高まってきているものの、一人一人の教員の受け止め方や実践の内容・水準にばらつきがあることが指摘されている<sup>2</sup>。平成 28（2016）年の中央教育審議会答申においてもキャリア教育の理念が浸透してきていることが述べられているが、社会への接続の視点や、職業を通じて未来社会を創り上げる視点に乏しいなどの課題も指摘されている<sup>3</sup>。

特に、高等学校（以下、高校）段階において、大学進学を希望する生徒へのキャリア・進路教育（以下、進路教育）は進学する大学の選択に特化した進路指導が行われがちであり、将来の職業や生き方を見据えた教育活動を充実させていく必要があると考えられる。後述するように、日本では、進路教育に関する内容は職業科から特別活動へと移行してきた経緯があり、主として教科外活動の領域で行われているといえる。しかし、大学進学に力を入れていく中で教科中心の受験準備が行われ、教科外活動が委縮してしまう危険性も考えられる。そこで、本稿は教科外活動における進路教育の内容や評価方法に着目し、教科外活動における進路教育の位置づけが国によってどのように異なっているのかを分析する。

本稿は、日本と同様に受験競争を背景として、進学指導に重点が置かれてきたと考えられる大韓民国（以下、韓国）の高校における進路教育を取り上げる。韓国における進路教育の展開については、吉田（2000）<sup>4</sup>や金（2017）<sup>5</sup>がまとめている。吉田（2000）は、1995年の「5・31教育改革案」以降の教育改革についてまとめ、進路指導の体系化に関する計画を取り上げるとともに、改革動向として生徒の自主性や自律性、思考力、創造力を育成しようとしていることを指摘している<sup>6</sup>。金（2017）は、2000年代後半以降の韓国の進路教育の展開についてまとめ、その課題として、進路教育に関する制度の整備が進んだものの形式的なものに陥っている可能性や、体験中心の実践的なプログラムの開発や教師の専門性強化の必要性を指摘している。類似した課題をもつ両国において、進路教育はカリキュラムにどのように位置づけられているのであろうか。

このような問題意識をふまえて本稿は、日本の教科外活動における進路教育との比較から、韓国の教科外活動における進路教育の特徴を明らかにすることを目的とする。研究手法は文献調査であり、韓国

および日本のナショナル・カリキュラムやその解説、評価やその記録に関する文書などを分析の対象とする。

ここで、本稿で分析対象とする教科外活動について述べる。韓国の「教育課程」は教科と創意的体験活動から構成されている。このうち創意的体験活動は2009改訂教育課程において、以前の「裁量活動」と「特別活動」を統合してつくられたものである<sup>7</sup>。石川（2017）などが創意的体験活動を日本の総合的な学習の時間と特別活動の内容を含むものとしていること<sup>8</sup>をふまえ、本稿においても創意的体験活動に相当する日本の学習指導要領の領域として、総合的な探究の時間と特別活動を取り上げる。なお、韓国では「キャリア教育」に相当する語として「進路教育」が用いられており、本稿も原語の表記にしたがって、日本語のキャリア教育および進路教育の意味で「進路教育」を用いることとする。

本稿の構成は次の通りである。まず、第1節で韓国における進路教育の展開と教科外活動としての進路教育について述べ、第2節で日本の特別活動および総合的な探究の時間での進路教育について確認する。第3節で韓国・日本の進路教育について比較検討を行う。

## 1. 韓国の教科外活動における進路教育

### 1-1. 概要

まず、韓国における進路教育の展開を整理する。ジョンら（2022）によると、これまでの韓国の進路教育政策は四つの時期に区分することができる<sup>9</sup>。一つ目は1980年代初めから1990年代初めまでの進路教育導入期であり、進路教育に関する研究事業の開始（1982年）、第6次教育課程での進路・職業内容の導入（1992年）など、進路教育に関する研究事業や教育活動が開始された。次に、1990年代初めから2000年代後半の進路教育成長期では、教育課程内で進路教育に関する内容が拡大されるとともに、韓国進路教育学会の設立（1993年）、韓国職業能力開発院の進路情報センターの設置（1999年）といった進路教育に関するインフラ整備が進められた。続いて、2000年代後半から2014年までの進路教育発展期では、創意的体験活動の導入、入学査定官制の拡大、自由学期制の導入、進路進学相談教師の配置など、進路教育に関する制度的基盤が整えられた。そして、進路教育法が制定されて進路教育に関する法的根拠がつけられた2015年から現在までは、進路教育成熟期と呼ぶことができる。進路教育法に基づき、国家承認統計として進路教育現況調査が行われるとともに、2017年以降は教育部から進路教育の活性化に関する計画が毎年発表されるようになった。

教育課程においては、「進路」に関して次のように記述されている。まず、教育課程の変化を要請する主要背景の一つとして、学生個々人の特性と進路に合った学習を支援するカスタマイズ型教育に対する要求の増加が挙げられていた<sup>10</sup>。そして、これをふまえた教育課程構成の重点として「学生たちが自身の進路と学習を主導的に設計し、適切な時期に学習することができるように学習者カスタマイズ型教育課程体系を構築する」（下線は引用者。以下同じ）<sup>11</sup>ことが挙げられている。また、追求する人間像においても、その一つに「全人的成長をもとにして自我アイデンティティを確立し自身の進路と人生を進んで開拓する自己主導的な人間」<sup>12</sup>が掲げられている。その人間像を実現するために、学校教育の全課程を通じて重点的に育てようとする核心力量の一つとして、「自我アイデンティティと自信を持って自身の人生と進路を進んで設計しこれに必要な基礎能力と素質をもって自己主導的に生きていくことができる自己管理力量」<sup>13</sup>が提示されている。

そして、高校教育段階に絞ると、高校の教育目標は、次のように定められている<sup>14</sup>。

- 1) 成熟した自我意識と人間の尊厳性に対する尊重をもとに仕事の価値を理解し、自分の進路に合った知識と技能を身につけ、生涯学習の基本能力を育てる。
- 2) 多様な分野の知識と経験を融合して創意的に問題を解決し、新たな状況に能動的に対処する能力を育てる。
- 3) 多様な文化に対する理解をもとに自分の人生を省察し、新たな文化創出に寄与することができる資質と態度を育てる。
- 4) 国家共同体に対する責任感をもとに配慮と分かち合いを実践し、世界と疎通する民主市民としての資質と態度を育てる。

このように、韓国の教育課程では「進路」に関して、学生自身の進路に合った知識と技能を身につけることができるような教育を行うことや、学生が自己主導的に人生と進路を設計し、それに向けて学習を進めていく力量を身につけることが目指されている。具体的な教育課程の編成にあたっては、「学校は学校級間転換期の学生たちの上級学校的生活および学習を準備するのに必要な教育を支援するために進路連携教育を運営することができる」と定められている<sup>15</sup>。また、進路教育は、安全・健康教育や人権教育、環境・持続可能な発展の教育など同様に汎教科学習主題の一つとされ、教科と創意的体験活動など教育活動全般にわたって統合的に扱い、地域社会や家庭と連携して指導することとされている。

韓国の教育課程では、こうした進路教育は主として、選択科目である「進路と職業」および教科外活動の「創意的体験活動」によって担われている。

「進路と職業」は、高校段階では2007改訂教育課程から、中学校段階では2009改訂教育課程から選択科目として新設された。高校段階の「進路と職業」は、「人生において進路と職業がどれほど重要であるかを認識し、自身と変化する職業および教育世界に対する理解をもとにして、自身の進路を探索し合理的に決定し、決定した進路を計画し準備することができる能力を涵養し、究極的には、やりがいのある成功的な職業生活を通じて幸せな人生を営むようにするための科目」<sup>16</sup>であるとされ、教養教科群に置かれている。なお、2023年に実施された標本調査によると、各学校での「進路と職業」の採択率は中学校で78.3%、高校で50.5%である<sup>17</sup>。

創意的体験活動については、石川(2014)によると、2000年代以降の教育課程における体験的な学習活動の重視の流れの中で導入されたものである<sup>18</sup>。第7次教育課程(1997年告示)において、教科裁量活動と創意的裁量活動からなる裁量活動が導入された。その後、2007改訂教育課程では裁量活動に関する各学校の自律性が高まり、2009改訂教育課程において、従来の特別活動と統合され、創意的体験活動が新設された。

2009改訂教育課程において創意的体験活動は、「教科外の活動として教科と相互補完的關係にあり、知を積極的に実践し分かち合いと配慮をすることができる創意性と人性を兼ね備えた未来志向的人材の養成」<sup>19</sup>を目的とし、基本的に自律性を基礎とした集団活動の性格を有していた。当時の創意的体験活動は自律活動、サークル活動、奉仕活動、進路活動の4領域から構成された。このうち、進路活動は「学生は自分の興味、特技、適性に適した自己啓発活動を通じて、進路を探索し設計する」性格の活動であ

り、自分の特性や適性、能力などの理解とアイデンティティの確立、進路情報の探索と進路の計画、進路と職業選択の重要性の認識、職業体験活動の機会を通じた進路決定とその準備を目標としていた<sup>20</sup>。

その後の改訂においてもこうした考え方は継承され、2022 改訂教育課程では奉仕活動に相当する活動が他の活動に分散・吸収され、自律・自治活動、サークル活動、進路活動の3領域に再構造化された。

## 1-2. 創意的体験活動における「進路」の位置づけ

創意的体験活動は、「学生たちが健全で多様な活動に自発的に参加し、分かち合いと配慮を実践し個人の素質と潜在力を啓発し、創意的な人生の態度と共同体意識を涵養する」<sup>21</sup>のものであり、「教科との相互補完的な関係の中で生徒の全人的な成長のために学校が自律的に設計・運営できる経験と実践中心の教育課程領域」<sup>22</sup>であるとされる。先述したように、2022 改訂教育課程では、創意的体験活動は自律・自治活動、サークル活動、進路活動の三つの領域からなっている。

このうち進路活動は、「学生が肯定的な自我概念を形成し、自身の興味と適性にしがった進路を探索および設計する領域」とされ、学生が自身の進路に対する「自己理解－目標設定－計画策定－実践」の過程を経験できるように運営することが求められている<sup>23</sup>。表1にあるように、進路活動は進路探索活動と進路設計および実践活動の二つから構成され、各学校は表1に例示された活動をもとにして、具体的な活動を創意的に設計することができる。進路探索活動は、「自分の進路と関連した教育および職業情報を探索するための活動」<sup>24</sup>であり、これを通じて自我や仕事と職業の価値、職業世界の特性を理解して職業意識を養い、自分の進路と関連した学業および職業情報を主導的に探索する能力を育成する。他方で、進路設計および実践活動は「希望する進路と職業の経路を設計し、実践するための活動」<sup>25</sup>である。学生が自分の進路に対する目標意識を確実にして、着実に実践することができるように、各学校や教師は適切な支援を提供することが求められている。

表1 2022 改訂教育課程「創意的体験活動」の進路活動領域の目標と例示活動

活動	活動目標	例示活動
進路探索活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>肯定的な自我概念を形成し、<u>進路</u>および職業世界の特性と変化を理解して、自分の進路と関連した健全な職業価値観を確立する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自我探索活動（自己理解、生涯探索、価値観確立など）</li> <li><u>進路</u>理解活動（職業興味および適性探索、進路検査、進路成熟度探索など）</li> <li>職業理解活動（職業観の確立、仕事と職業の役割の理解、職業世界の変化の探求など）</li> <li>情報探索活動（学業および進学情報探索、職業情報および資格(免許)制度探索、進路進学および就職関連機関の探訪など）</li> </ul>
進路設計および実践活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分の<u>進路</u>に対する理解をもとに希望する進路と職業の経路を設計して実践する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>進路</u>準備活動（進路目標の設定、進路実践計画の策定など）</li> <li><u>進路</u>計画活動（進路相談、進路意思決定、進路設計など）</li> <li><u>進路</u>体験活動（地域社会・大学・産業界連携体験活動など）</li> </ul>

出典：教育部（教育部）「2022 개정 교육과정 창의적 체험활동 해설 고등학교（2022 改訂教育課程創意的体験活動解説 高等学校）」2022 年、22 頁。

注：下線は引用者による。

授業時数としては、創意的体験活動全体は高校3年間で288時間と定められており、各学校においては、平均して全体の28.84%（2023年）の時数が進路活動に配当されている<sup>26</sup>。教育課程の設計と運営にあたっては、創意的体験活動の三つの領域および活動を連携・統合することができる<sup>27</sup>。また、創意的体験活動の時数を特定の学年や学期に集中させることはできないが、学生の特性やニーズに応じて特定の領域を特定の時期に集中的に編成することは可能であるとされる<sup>28</sup>。

### 1-3. 創意的体験活動における評価での「進路」の位置づけ

創意的体験活動の評価は、教育課程上の目標に沿って各学校で設定された評価目標に照らして、学生たちが経験した一連のプロセスと得られた結果を総合的に評価することとされ、多様な活動に参加する態度、学級やサークルなどの共同体の中での役割遂行、他者との協力的な相互作用などが評価される<sup>29</sup>。評価の方法としては、エピソード記録法、チェックリスト法、評定尺度法などを用いた学生の活動状況に対する観察のほか、意識・態度調査や自己評価、相互評価などの質問紙を活用した調査、作品や活動の記録などの分析といった多様な評価方法を活用することができる<sup>30</sup>。

こうして得られた生徒の活動実績、成長の程度、行動の変化、特記事項などの評価結果は、学校生活記録簿（以下、学生簿）に記載され、生徒の素質と潜在力の啓発に役立てられるとともに、上級学校への進学や就職のための資料として用いられる<sup>31</sup>。学生簿の作成について定めた「学生簿記載要領」によると、創意的体験活動における進路活動については、その履修時間数と特記事項を記載することになっている<sup>32</sup>。特記事項は、特技や進路希望と関連した学生の資質や学生や保護者との進路相談の結果、進路活動に関して参加度・意欲・態度の変化、教師の観察内容など、学生の実際の活動やそこでの役割を中心に記載される<sup>33</sup>。また、学生の学業進路や職業進路に対する計画書、および進路と関連した各種検査をもとに記載することもできる<sup>34</sup>。

## 2. 日本における進路教育

### 2-1. 進路教育の概要

続いて、日本における進路教育について整理を行う。職業指導・進路指導の歴史的展開を整理した江上（2008）によれば、日本の進路指導は①1927年の文部省訓令で職業指導が開始された戦前の時期、②戦時下の時期、③第2次世界大戦終結から1958年の学習指導要領改訂以前までの職業指導が職業科の一部に位置づけられていた時期、④1958年の学習指導要領改訂により特別教育活動の学級活動に進路指導が位置づけられるようになって以降の時期、⑤1993年ごろからの進路指導からキャリア教育への転換が行われて以降の時期の五つに区分することができる<sup>35</sup>。

キャリア教育については、平成11（1999）年の中央教育審議会答申「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」においてその必要性が提唱され、2003年の「若者自立・挑戦プラン」の一環としてもキャリア教育が推進された。それとともに、教育基本法の改正（2006年）、学校教育法の改正（2007年）により、キャリア教育を推進する法的根拠も定められた。平成29、30（2017、2018）年改訂の学習指導要領では、総則においてキャリア教育の充実を図ることが明記された。中学校および高校段階では、特別活動の学級活動（高校段階はホームルーム活動）の「(3) 学業と進路」が「(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現」へと改められ、同様の項目が小学校の特別活動でも新設された。このことから、

キャリア教育を小学校段階から高校段階まで系統的に展開しようとする意図が見て取れる。

次に、学習指導要領における「進路」についての記述を確認すると、総則において「教育課程の編成に当たっては、生徒の特性、進路等に応じた適切な各教科・科目の履修ができるようにし、このため、多様な各教科・科目を設け生徒が自由に選択履修することのできるよう配慮するものとする」<sup>36</sup>とされている。また、「生徒の発達を支える指導の充実」として教育課程の編成および実施における配慮事項の一つに以下の記述があり、日本においてキャリア教育は特別活動を要とすることが示されている<sup>37</sup>。

(3) 生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科・科目等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自己の在り方生き方を考え主体的に進路選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。

韓国との比較のために高校教育の目標についても言及しておく、学校教育法第 51 条において次の 3 点が掲げられており、2 番目の目標に「進路」に関する言及がある<sup>38</sup>。

- 一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

このように、日本の教育課程では、生徒の特性や進路に応じた多様な各教科・科目の設定に配慮することとされており、特別活動を要にキャリア教育の充実を図ることが定められている。それによって、生徒が主体的に進路を選択できるように指導していくことが求められている。

## 2-2. 総合的な探究の時間

### (1) 学習指導要領上の「進路」の位置づけ

総合的な探究の時間は学習指導要領における目標をふまえ、各学校において目標や内容を定めることとなっている。具体的には、各学校において目標を実現するにふさわしい探究課題と、育成を目指す具体的な資質・能力を示すことが示されている。そうした探究課題の例としては、表 2 のように「国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題」、「地域や学校の特色に応じた課題」、「生徒の興味・関心に基づく課題」、「職業や自己の進路に関する課題」の四つが挙げられている<sup>39</sup>。学習指導要領解説では職業や自己の進路に関する課題の例として、①職業の選択と社会貢献及び自己実現（職業）、②働くことの意味や価値と社会的責任（勤労）が示されている<sup>40</sup>。このことから、総合的な探究の時間は生徒の進路と関連させて実施する可能性が想定されていることがわかる。

また、学習指導要領では「職業や自己の進路に関する学習を行う際には、探究に取り組むことを通して、自己を理解し、将来の在り方生き方を考えるなどの学習活動が行われるようにすること」<sup>41</sup>に配慮することとされ、探究活動を通して進路を考える上で基礎となる活動を行っていくことが示されている。なお、総合的な探究の時間の授業時数は、標準単位数をふまえると105～210単位時間となる<sup>42</sup>。

(2) 評価での「進路」の位置づけ

平成31(2019)年の文部科学省「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)」(以下、「改善等通知」)を参照すると、総合的な探究の時間についての指導要録における記録は、各学校が表3などをもとに定めた評価の観点を記入するとともに、生徒の学習状況についての顕著な事項など、生徒にどのような力が見についたかを文章で端的に記述することとなっている<sup>43</sup>。表3のように、評価の観点は各教科と同様に「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の三つが例示されている。この三つの観点についての趣旨において「進路」に特化した記述はみられない。また、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」(以下、「総合所見」)において、生徒の成長の状況を総合的に捉えるために端的に記述する事項の一つとして「各教科・科目や総合的な探究の時間の学習に関する所見」が挙げられている<sup>44</sup>。

表2 総合的な探究の時間における「進路」の取り扱い

領域	「各学校において定める目標及び内容の取扱い」の記述
総合的な探究の時間	(5) 目標を実現するにふさわしい探究課題については、地域や学校の実態、生徒の特性等に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域や学校の特色に応じた課題、生徒の興味・関心に基づく課題、職業や自己の進路に関する課題などを踏まえて設定すること。

出典：文部科学省「高等学校学習指導要領(平成30年告示)」2018年、475頁より筆者作成。

注：下線は引用者による。

表3 総合的な探究の時間の評価についての観点

観点	趣旨
知識・技能	探究の過程において、課題の発見と解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究の意義や価値を理解している。
思考・判断・表現	実社会や実生活と自己との関わりから問いを見いだし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現している。
主体的に学習に取り組む態度	探究に主体的・協働的に取り組もうとしているとともに、互いのよさを生かしながら、新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとしている。

出典：文部科学省「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)」30文科初第1845号別表5、2019年、18頁。

### 2-3. 特別活動

#### (1) 学習指導要領上の「進路」の位置づけ

2-1.で述べたように、特別活動は学習指導要領上においてキャリア教育の要と位置づけられている。特別活動はホームルーム活動、生徒会活動、学校行事から構成されるが、表4のように、このうちホームルーム活動と学校行事で「進路」についての記述がある。ホームルーム活動では、「(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現」として、進路に関する適切な情報収集を行い、自分の進路や生き方について考えることとされている<sup>45</sup>。学校行事においては、勤労生産・奉仕的行事において、進路の選択決定に資する体験を行うことが示されている<sup>46</sup>。なお、教科・科目や進路の選択などについての指導方法は、集団によるガイダンスと、個別のカウンセリング（教育相談を含む）の双方をふまえることとされている<sup>47</sup>。

授業時数については、ホームルーム活動は原則、年間35単位時間以上とされ、生徒会活動および学校行事は学校の実態に応じて適切に定めることとなっている<sup>48</sup>。ホームルーム活動には上記(3)までの三つの内容項目があるが、それぞれに授業時数をどのように配分するかは各学校の裁量となっている。

#### (2) 評価での「進路」の位置づけ

「改善等通知」では、特別活動の記録は各学校が表5などをもとに定めた評価の観点を記入したうえで、その観点到照らして十分満足できる状況の場合、各活動および学校行事ごとに○印を記入するという形になっている<sup>49</sup>。文章の記述については、特別支援学校（知的障害）高等部以外では特に定められていない。特別活動についても、例示された三つの観点とその趣旨において「進路」という語はみられない。しかし、表中に下線で示したように、自己実現についての記述がみられるほか、自己の役割を全うすることや、生き方について考えることなどが示されている。また、『「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 高等学校 特別活動』では、表5の観点例をふまえて「内容のまとめりごとの評価規準」の例を提示している。表6は進路教育に関する内容を含むホームルーム活動の「(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現」の評価規準例である。この評価規準例では、進路や生き方、そして

表4 特別活動における「進路」の取り扱い

領域		「内容」の記述
特別活動	ホームルーム活動	(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現 エ 主体的な進路の選択決定と将来設計 適性やキャリア形成などを踏まえた教科・科目を選択することなどについて、目標をもって、在り方生き方や進路に関する適切な情報を収集・整理し、自己の個性や興味・関心と照らして考えること。
	学校行事	(5) 勤労生産・奉仕的行事 勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、就業体験活動などの勤労観・職業観の形成や進路の選択決定などに関する体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるようにすること。

出典：文部科学省「高等学校学習指導要領（平成30年告示）」2018年、480頁より筆者作成。

注：下線は引用者による。ホームルーム活動(3)については、ア～ウの項目を省略している。

表5 特別活動の評価についての観点

観点	趣旨
知識・技能	多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や、活動を行う上で必要となることについて理解している。 自己の生活の充実・向上や自己実現に必要な情報及び方法を理解している。 よりよい生活や社会を構築するための話し合い活動の進め方、合意形成の回り方などの技能を身に付けている。
思考・判断・表現	所属する様々な集団や自己の生活の充実・向上のため、問題を発見し、解決方法を話し合い、合意形成を図ったり、意思決定をしたりして実践している。
主体的に学習に取り組む態度	生活や社会、人間関係をよりよく構築するために、 <u>自主的に自己の役割や責任を果たし</u> 、多様な他者と協働して実践しようとしている。 <u>主体的に人間としての在り方生き方について考えを深め、自己実現を図ろうとしている。</u>

出典：文部科学省「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」30文科初第1845号 別紙5、2019年、19頁。

注：下線は引用者による。

表6 ホームルーム活動「(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現」の評価規準例

よりよい生活を築くための 知識・技能	集団や社会の形成者としての 思考・判断・表現	主体的に生活や人間関係を よりよくしようとする態度
社会の中で自分の役割を果たしながら、 <u>自分らしい生き方を実現していくことの意義を理解している。</u> <u>現在の学習と将来の社会・職業生活とのつながり</u> を考えるために、必要な知識及び技能を身に付けている。	現在の自己の学習に関する課題、及び将来の在り方生き方や <u>進路</u> についての課題を見いだし している。 主体的に学習に取り組み、 <u>働くこと</u> や <u>社会に貢献すること</u> 、 <u>自己の将来について</u> 、適切な情報を収集して考え、意思決定して実践している。	<u>将来の生き方</u> を描き、現在の生活や学習の在り方を振り返ろうとしている。 働くことと学ぶことの意義を意識し、 <u>社会的・職業的自立に向けて</u> 、 <u>現在及びおよび将来の生活を改善しよう</u> としている。

出典：国立教育政策研究所教育課程研究センター『「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 高等学校 特別活動』東洋館出版社、2021年、35頁。

注：下線は引用者による。

将来の社会・職業生活とのつながりについて言及されており、キャリアに関する資質・能力を評価しようとする意図が読み取れる。

なお、総合的な探究の時間と同様に、「総合所見」で記述する事項の一つに「特別活動に関する事実及び所見」が挙げられている。加えて「進路指導に関する事項」も「総合所見」で記述するとされているため、特別活動に関する文章による記録は「総合所見」においてなされるといえる。

### 3. 比較考察

ここまで述べたように、韓国、日本いずれにおいても教科外活動において「進路」に関する教育内容

がみられる。本節ではまず、両国の共通点について整理を行う。第一に、両国では高校の教育目標や教育内容において「進路」に言及があり、生徒がそれぞれの進路に応じた知識や技能を身につけられるような教育を提供することが目指されている。第二に、両国の教科外活動の評価では文章による記録が行われているため、教科外活動における進路教育は教科・科目とは異なる記録方法がとられている。韓国では、履修時間数とともに特記事項において生徒の状況を文章で記述することとなっている。日本では、資質・能力の三つの柱に沿った観点別の評価をもとにしつつも、総合的な探究の時間では文章によって記録され、特別活動では各活動について十分満足できる場合に○印をつけることとなっているほか、「総合所見」においても両者について記述することとなっている。こうしたことから、両国において教科外活動としての進路教育は各教科・科目とは異なる記録方法がとられており、観点別や評定による形式的な評価に陥らないようにする工夫がなされていると考えられる。

他方で、両国の相違点としては、次の3点を指摘することができる。第一に、進路に関する力量または資質・能力の位置づけが異なる。韓国では、核心力量の一つに進路の設計や自己主導的に生きることが言及されている。日本では、これに最も近い資質・能力は「主体的に学習に取り組む態度」であると考えられるが、第2節で見たように、進路に関わる教科外活動においても三つの観点からの評価を行うこととされている。そのため、進路に関する資質・能力は特定の資質・能力に集約されるものではないと考えられているといえる。第二に、教科外活動の一部に進路教育をどのように位置づけるかが異なっている。韓国では、教科外活動である創意的体験活動の三つの活動のうちの一つとして「進路活動」があり、進路に関する教科外活動が集約されている。日本では、特別活動のホームルーム活動において「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」が設定されているものの、総合的な探究の時間およびその他の特別活動においても「進路」に言及があり、進路教育のために特定の活動領域を設定するだけでなく、探究活動や学校行事の一部としても進路教育が位置づけられている。この点から展開すると、第三の相違点として、活動内容がどの程度体系化されているかも異なる。韓国では、進路教育を担う「進路活動」において行うべき活動内容が表1のように構造化されて示されている。日本でも、学習指導要領の総則でキャリア教育について述べられた上で、各領域の解説においてそれぞれ活動の例について触れられているものの、進路教育としての体系性は韓国のほうが高いと考えられる。

こうした共通点と相違点をふまえると、韓国の教科外活動における進路教育は、各学校の裁量が尊重されつつも「進路活動」としてどのような活動をすべきかが例示されており、進路教育についての国レベルでの体系性が高いという特徴がある。活動内容の体系性の程度だけでなく、歴史的な展開を見ても、韓国は2000年代から政府の主導で進路教育に関するインフラや法の整備が進んでおり、全国規模で整えられた制度的な基盤によって、国としての進路教育の体系性を高めてきたと考えられる。

## おわりに

本稿は、日本の教科外活動における進路教育との比較から、韓国の教科外活動における進路教育の特徴を明らかにすることを目的とし、韓国と日本の教科外活動における進路教育について、教育内容や評価方法の側面からその位置づけを分析した。その結果、韓国と日本では高校の教育目標や教育内容の中に「進路」に言及が見られるとともに、進路教育にかかわる教科外活動の評価として、文章による記録が重視されていた。しかし、進路に関する力量または資質・能力を特定の力量に集約するのか、複数の

資質・能力にわたったものとするのかは両国で異なっている。また、韓国では教科外活動としての進路教育は「進路活動」に集約され、活動内容についても構造化されて例示されており、各学校の裁量は尊重されつつも進路教育についての国レベルでの体系性が高いという特徴があることが明らかになった。

なお、韓国では進路教育について教科・科目「進路と職業」が設定されている。「進路と職業」は必修科目ではないものの、韓国の進路教育を理解するためには教科外活動のみを分析するだけでは不十分であり、「進路と職業」の内容や教科外活動との連携についても検討する必要がある。また、進路教育に関する教師の資格や専門性の育成に関しても検討が必要である。こうした点は今後の課題としたい。

注 (URL はすべて 2025 年 1 月 6 日最終確認)

- 1 中央教育審議会「初等中等教育と高等教育との接続の改善について（答申）」（1999 年 12 月 16 日）[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chuuou/toushin/991201.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chuuou/toushin/991201.htm)
- 2 中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」（2011 年 1 月 31 日）[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1315467.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1315467.htm)
- 3 中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（2016 年 12 月 21 日）[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1380731.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1380731.htm)
- 4 吉田辰雄「最近の韓国の教育改革の動向－特に進路指導を中心にして－」『アジア・アフリカ文化研究所研究年報』第 35 号、東洋大学アジア・アフリカ文化研究所、2000 年、1-8 頁。
- 5 金泰勲「韓国の『教育課程』にみられる「キャリア・進路教育」に関する考察」『教育研究』第 59 号、国際基督教大学、2017 年、139-148 頁。
- 6 吉田、前掲論文、2000 年。
- 7 石川裕之「韓国における国家カリキュラムの構成と教育目的－初等教育段階に注目して－」『畿央大学紀要』第 14 巻第 1 号、2017 年、25 頁。なお、田中（2007）は、韓国の裁量活動は日本の総合的な学習の時間に相当し、特別活動については日本の特別活動と類似していることを指摘している（田中光晴「韓国の初等学校における特別活動」『日本特別活動学会紀要』第 15 号、日本特別活動学会、2007 年、29-30 頁）。
- 8 石川、前掲論文、2017 年、20-21 頁。
- 9 以下、本段落の内容は정철영, 이영광, 이승엽, 김동주, 김기민, 이진규, 김도현「우리나라 국가 진로 교육 정책 동향 (わが国の国家進路教育政策の動向)」『진로교육연구 (進路教育研究)』第 35 巻第 1 号、2022 年、81-109 頁をもとに記述した。
- 10 教育部（教育部）「고등학교 교육과정 (高等学校教育課程)」教育部告示第 2022-33 号[別冊 4]、2022 年 12 月 22 日、4 頁。
- 11 同上、5 頁。
- 12 同上。
- 13 同上、6 頁。
- 14 同上、7-8 頁。
- 15 同上、18 頁。
- 16 教育인적자원부（教育人的資源部）「고등학교 교육과정(I) (高等学校教育課程 (I))」教育人的資源部告示第 2007-79 号[別冊 4]、2007 年、852 頁。
- 17 문찬주, 김민경, 최광성, 황승록, 방혜진, 김민석『2023 년 국가진로교육센터 운영지원 1. 초·중등 진로교육 현황조사(2023) (2023 年国家進路教育センター運営支援 1. 初・中等 進路教育現況調査 (2023))』教育部、한국직업능력개발원（教育部、韓国職業能力研究院）、2024 年、49 頁。  
<https://www.moe.go.kr/boardCnts/viewRenew.do?boardID=316&boardSeq=98270&lev=0&searchType=null&statusYN=W&page=1&s=moe&m=0302&opType=N>
- 18 石川裕之「韓国における国家カリキュラムの革新とグローバル化」『教育学研究』第 81 巻第 2 号、日本教

- 育学会、2014年、219-220頁。
- 19 教育部(教育部)「창의적 체험활동 교육과정 (創意的體驗活動教育課程)」教育科学技术部告示第2009-41号[別冊18]、2009年、1頁。
- 20 同上、2および7頁。
- 21 教育部(教育部)、前掲「高等学校 教育課程」、2022年、2420頁。
- 22 同上、2424頁。
- 23 教育部(教育部)「2022 개정 교육과정 창의적 체험활동 해설 고등학교 (2022改訂教育課程創意的體驗活動解説 高等学校)」2022年、22頁。
- 24 同上、23頁。
- 25 同上、24頁。
- 26 문찬주ほか、前掲調査、2024年、154頁。特にソウル特別市では、全体の3分の1にあたる96時間を進路活動に充てることとなっている(서울특별시교육청 진로직업교육과 (ソウル特別市教育庁 進路職業教育課)「2024 학년도 서울진로교육 활성화 계획 (2024学年度ソウル進路教育活性化計画)」2024年、19頁)。
- 27 教育部(教育部)、前掲「高等学校 教育課程」、2022年、2430頁。その場合は、重複しない形で時間数を2つの活動に振り分けるか、どちらかを主領域(活動)として定め、すべての時間数を主領域のものとして扱うことになっている(教育部(教育部)、前掲「2022改訂教育課程創意的體驗活動解説 高等学校」、2022年、27頁)。
- 28 教育部(教育部)、前掲「高等学校 教育課程」、2022年、2430-2431頁。
- 29 教育部(教育部)、前掲「2022改訂教育課程創意的體驗活動解説 高等学校」、2022年、60頁。
- 30 教育部(教育部)、前掲「高等学校 教育課程」、2022年、2439頁。
- 31 同上。
- 32 教育部(教育部)「2024 학년도 학교생활기록부 기재요령 고등학교 (2024学年度学校生活記録簿記載要領 高等学校)」2024年、97頁。なお、進路希望(分野・職業)も記載されるが、上級学校進学時の選考資料としては提供されないこととなっている(同資料、104頁)。
- 33 同上、104頁。
- 34 同上。
- 35 江上直樹「イノベーション普及過程論から見た我が国の進路指導の歴史的展開」『教育行財政研究』第35号、関西教育行政学会、2008年、61-72頁。
- 36 文部科学省「高等学校学習指導要領(平成30年告示)」2018年、25頁。
- 37 同上、29-30頁。
- 38 「学校教育法」(昭和二十二年法律第二十六号) e-Gov 法令検索 ([https://laws.e-gov.go.jp/law/322AC0000000026/20261225\\_506AC0000000069](https://laws.e-gov.go.jp/law/322AC0000000026/20261225_506AC0000000069))。
- 39 文部科学省、前掲「高等学校学習指導要領(平成30年告示)」2018年、475頁。
- 40 文部科学省「高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 総合的な探究の時間編」2018年、89頁。
- 41 文部科学省、前掲「高等学校学習指導要領(平成30年告示)」2018年、477頁。
- 42 同上、20-21頁。
- 43 文部科学省「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)」30文科初第1845号 別紙3、2019年。
- 44 同上。
- 45 文部科学省、前掲「高等学校学習指導要領(平成30年告示)」2018年、479頁。
- 46 同上、480頁。
- 47 同上、481頁。
- 48 同上、25頁。また、ホームルーム活動の授業は年間35週行うことが標準であるともされ、特定の期間にまとめて実施することはできないとされる(同25頁、および文部科学省「高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 総則編」2018年、84頁)。
- 49 文部科学省、前掲通知 別紙3、2019年。

## The Status of Career Education in South Korea's Extracurricular Activities

—A Comparison with Integrated Studies and Special Activities in Japan—

Kimikazu NISHIYAMA

With changes in the economic and employment situation and the diversification of society's values, it has become increasingly important how to handle “career” in school education. In particular, career education for students who wish to enter universities at the upper secondary school (hereafter, high school) level tends to focus on the selection of universities to enter, but it is necessary to enhance career education with a view of future occupations and lifestyles. This paper aims to clarify the characteristics of career education in extra-curricular activities in South Korea, by comparing them with career education in Japan, and analyzes the position of career education in extra-curricular activities in South Korea and Japan in terms of educational content and evaluation. The results showed that in both South Korea and Japan, “career paths” were mentioned in the educational goals and content of high school education, and written records were emphasized in the evaluation of extra-curricular activities related to career path education. However, there are differences in whether career-related competencies or qualities and abilities are concentrated in specific competencies or are spread over multiple qualities and abilities. In addition, the content of career education in South Korea is integrated into “career activities” within extra-curricular activities, and examples of these activities are more systematically provided. In conclusion, while the discretion of each school is respected, there is a higher degree of national systematicity regarding career education in South Korea.